

大田市告示第33号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年大田市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大田市長 楫野弘和

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

事業費 区分	補助金交付 の対象の事 業内容	基準額	対象経費
利用料 減免支 援費	生活保護世帯等の児童の利用料金を減免する事業	(1) 生活保護受給世帯の児童 1人当たり 月額利用料金の額（上限7,000円） (2) 就学援助受給世帯の児童 1人当たり 月額利用料金の1/2の額（上限3,500円） (3) (1)、(2)以外で、2人以上の児童が同時に、同じ児童クラブに入所している世帯の児童 ① 2人目児童 月額利用料金の1/2の額（上限3,500円） ② 3人目以降 月額利用料金の額（上限7,000円） (4) 天災等に被災した世帯その他特別な事情が認められる世帯の児童 別に定める額 ※児童の数は、年齢順として、年齢の大きい者から一人目と数える。	生活保護世帯等の児童の利用料金を減免した額

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定については令和6年3月25日から施行する。